

教育力向上を目的とした新任教員研修プログラム受講要領

平成 30 年 3 月 26 日

全学教育機構会議

改正 令和 4 年 9 月 26 日

改正 令和 5 年 9 月 25 日

改正 令和 6 年 3 月 26 日

改正 令和 7 年 6 月 23 日

最終改正 令和 8 年 1 月 28 日

教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムの実施に関する要項第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムの受講について、次のとおり定める。

- 1 対象者は、次表に定める研修から、必修 4 研修、選択必修から 1 研修以上、合計 5 研修以上を受講すること。

No.	研修名等	区 分
1	新任教員スタート研修	必 修
2	学生の学びを支援する授業準備ワークショップ 注1	必 修
3	新任教員のためのリフレクションセミナー	必 修
4	授業改善支援プログラム	必 修
5	高知大学教育奨励賞受賞者講演	選 択 必 修
6	FD・SDウィーク（授業公開週間）の参観	

注1 「学生の学びを支援する授業準備ワークショップ」に代わる研修として教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムの実施に関する要項第 3 条に規定する総括責任者が認める研修を修了した者（国立大学法人高知大学職員就業規則，国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則又は国立大学法人高知大学特任職員就業規則の適用を受ける教授，准教授，講師又は助教として採用される前に修了した者を含む。）は、「学生の学びを支援する授業準備ワークショップ」を受講したものとみなすことができる。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 26 日全学教育機構会議決定）

- 1 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この要領の施行日前から引き続き教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムを受講する者が、この要領による改正前の教育力向上を目的とした新任教員研修プログラム受講要領第1項の表に規定する「上記以外の大学教育創造センターが実施する研修」及び「学生総合支援センターが実施する研修」を受講している場合は、この要領による改正後の教育力向上を目的とした新任教員研修プログラム受講要領第1項の表に規定する「上記以外の学び創造センターが実施する研修」を受講したものとみなす。

附 則（令和5年9月25日全学教育機構会議決定）

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

附 則（令和6年3月26日全学教育機構会議決定）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月23日全学教育機構会議決定）

この要領は、令和7年6月23日から施行する。

附 則（令和8年1月30日 全学教育機構会議決定）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前から引き続いて教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムを受講する者がこの要領の施行前に受講した次表右欄に掲げる研修は、同表左欄に掲げる研修を受講したものとみなす。

令和8年度以降研修名等	令和7年度以前研修名等
新任教員スタート研修	大学授業入門
学生の学びを支援する授業準備ワークショップ	学生の学びを支援する授業準備ワークショップ (新任教員FD)
授業改善支援プログラム	授業改善支援プログラム（第1学期開講分又は 第2学期開講分）
授業改善支援プログラム	FD・SDウィーク（授業公開週間）の授業実施者
FD・SDウィーク（授業公開週間）の参観	FD・SDウィーク（授業公開週間）の参観者